

# 豊橋市都市計画マスタープラン策定委託業務 仕様書

## 第1条 適用範囲

本仕様書は、豊橋市が実施する「豊橋市都市計画マスタープラン策定委託業務」に適用する。

## 第2条 目的

現行の豊橋市都市計画マスタープランは、平成23年3月に策定され、8年あまりが経過した。その間、国においては都市再生特別措置法の改正により立地適正化計画制度、まち・ひと・しごと創生法により地方創生総合戦略制度が創設され、これからの都市計画はそれら法改正の趣旨に沿って進めることが望まれている。愛知県においても、平成31年3月に都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の改定が行われ、公告されたところである。

本業務委託は、本市の最上位計画である第6次総合計画（仮）の改定と、この間の社会情勢等の変化に加え、これまでの施策等の検討及び実施状況を踏まえ、現行の都市計画マスタープランの改定を行うとともに、本市市街化調整区域を対象とした今後のまちづくりの方針を検討するためのマスタープランの作成を行うことを目的とする。

## 第3条 都市計画マスタープランの策定

### 1. 基礎データの収集整理

最新の国勢調査や都市計画基礎調査等既存資料を基に、本市の特性を明らかにする上で必要となる項目について調査・分析を行う。

<調査・分析項目（例）>

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| (1) 人口及び世帯数、人口密度 | (6) 都市施設・公共建築物 |
| (2) 市街地形成過程      | (7) 市街地整備      |
| (3) 土地利用         | (8) 交通・市民流動    |
| (4) 都市機能         | (9) 防災         |
| (5) 産業構造（経済活動）   | (10) 財政 等      |

### 2. 現行計画の達成度検証

上記調査結果をふまえ、豊橋市の都市基盤に係る各部署に対して『現行計画の進捗状況（隘路となっている部分が明らかであればその概要を報告するように依頼）』を調査し、その結果を基に都市計画マスタープランの達成度検証（成果の積み残し、課題の整理など）を行う。

### 3. 上位・関連計画等の整理

最新の本市総合計画及び東三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東三河都市計画区域マスタープラン）など上位・関連計画等の概要を取りまとめ、本市の目指すべき将来都市像を明らかにするとともに、時代潮流から見た今後の都市づくりの方向性を整理する。

#### 4. 豊橋市が抱える課題の整理

上記までの検討結果の成果を基に、①都市構造、②都市経営、③都市活力、④都市生活、⑤都市環境、⑥都市防災の視点から、本市における現況の強み及び弱みを整理した上で、課題を抽出する。

#### 5. 全体構想（案）の作成

##### (1) 基本理念・都市計画の目標の作成

上記までの検討経緯結果を踏まえ、本市のまちづくりにおける基本理念・都市計画の目標の作成を行う。

##### (2) 将来フレームの設定

将来フレームは、概ね 20 年後をめざした都市づくりの目標と将来都市構造を展望しつつ、10 年後を目標年度として、将来人口、市街地（住宅地、産業用地）として必要と見込まれる面積（フレーム）の検討を行うものとする。

##### (3) 将来都市構造（案）の検討

上記で掲げた都市づくりの目標を達成するため、本市がめざすべき概ね 20 年後の都市の姿（将来都市構造）を検討する。

なお、検討に当たっては、最新の土地利用状況を確認し、この調査結果及び上記の都市づくりの課題と将来フレームを勘案して今後目指すべき将来都市構造のあり方を検討する。

##### (4) 都市整備の方針（案）の作成

上位・関連計画との整合を図りつつ、上記で掲げた目標の達成に向け、以下の項目の方針案を基本とし、各方針案の作成を行う。

###### ○土地利用の方針

土地利用の方針並びに重点的土地利用の誘導方針（用途地域の指定・見直し方針、市街化調整区域内地区計画の活用方針等）の素案作成を行う。作成においては、豊橋市総合計画、豊橋市立地適正化計画、豊橋市都市交通計画及び三河港港湾計画など上位・関連計画の内容、土砂災害特別警戒区域などの法規制を反映させるものとする。また、市街化調整区域における土地利用の方針を定めるものとする。

###### ○都市施設整備の方針

都市施設整備の方針の検討に当たっては、豊橋市都市計画道路見直し結果、愛知県都市計画道路見直し方針及び豊橋市都市交通計画などを参考に各施設の整備方針を定めるものとする。

- ・公共交通
- ・公園、緑地
- ・道路
- ・河川・下水道
- ・その他都市施設

###### ○市街地整備の方針

###### ○景観形成の方針

策定中の景観計画の内容を反映させるものとする。

###### ○都市防災の方針 等

## 6. 計画の運用方針の作成

改定された都市計画マスタープランに基づき、今後定期的に都市経営の状況を管理するための手順、チェック項目等を取りまとめ、手引書として作成する。

## 7. 都市計画マスタープラン（素案）のとりまとめ

上記検討結果について、都市計画マスタープラン（素案）としてとりまとめる。

## 8. パブリックコメント支援

都市計画マスタープラン（案）に関して豊橋市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

## 9. 都市計画マスタープラン（案）のとりまとめ

都市計画マスタープランの本編及び概要版の作成を行う。なお、作成に当たっては、市民にとってわかりやすく、見やすいものとする。

## 第4条 会議等の運営支援

### 1. 都市計画マスタープラン策定アドバイザー会議

都市計画マスタープラン策定アドバイザー会議の運営支援は、当日の資料作成、当日の運営支援、議事録要旨のとりまとめを行う。なお、開催数は、次の回数を基本とするが、詳細は別途監督員と協議する。

令和元年度：3回

令和2年度：2回

### 2. 土地利用対策ワーキング

土地利用対策ワーキングの運営支援は、当日の資料作成、当日の運営支援、議事録要旨のとりまとめを行う。なお、開催数は、次の回数を基本とするが、詳細は別途監督員と協議する。

令和元年度：3回

令和2年度：2回

### 3. 土地利用対策会議

土地利用対策会議の運営支援は、当日の資料作成、当日の運営支援、議事録要旨のとりまとめを行う。なお、開催数は、次の回数を基本とするが、詳細は別途監督員と協議する。

令和元年度：2回

令和2年度：2回

### 4. 都市計画審議会

都市計画審議会の運営支援は、当日の資料作成を行う。なお、開催数は、次の回数を基本とするが、詳細は別途監督員と協議する。

令和元年度：1回

令和2年度：2回

## 5. 地元説明会

地元説明会の運営支援は、当日の資料作成、当日の運営支援、議事録要旨のとりまとめを行う。  
なお、開催数は、次の回数を基本とするが、詳細は別途監督員と協議する。

令和2年度：7回

## 第5条 打合せ協議

各年度の打合せ協議は、業務着手時、中間時5回、成果品納入時の計7回行うことを原則とするが、業務実施上に疑義が生じた場合は、速やかに本市監督員と協議し、その指示に従うものとする。

なお、管理技術者は、毎回出席すること。

## 第6条 成果品

成果品は、次のとおりとし、提出先は、豊橋市都市計画部都市計画課とする。

1. 令和元年度報告書 2部
2. 令和2年度報告書 2部
3. 都市計画マスターマスタープラン計画書 10部(ファイル綴りで可)
4. 都市計画マスターマスタープラン概要版 10部
5. 上記電子データ（ファイル形式は監督員と協議すること） 1式

## 第7条 業務スケジュール

本業務のスケジュールについては、概ね2か年での計画策定とするが、詳細については、本市担当者と別途協議・調整の上決定する。

## 第8条 管理技術者

管理技術者は、本業務の履行にあたり、過去10年間（当該年度含まず）に、都市計画法第18条の2に基づく、都市計画マスタープラン策定業務で、管理技術者又は担当技術者としての経験を有し、技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格保有者であること。

## 第9条 主たる担当技術者

主たる担当技術者は、本業務の履行にあたり、過去10年間（当該年度含まず）に、都市計画法第18条の2に基づく、都市計画マスタープラン策定業務で、管理技術者又は担当技術者としての経験を有すること。

## 第10条 その他

本仕様書に記載なき事項で疑義が生じた場合は、速やかに本市監督員と協議し、その指示に従うものとする。